

発議案第 1 号

「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、意見書を提出します。

令和2年3月6日

鎌ヶ谷市議会都市・市民生活常任委員会

委員長 小 易 和 彦

副委員長 葛 山 繁 隆

委 員 佐 竹 知 之

伊 福 幸 一

森 谷 宏

松 澤 武 人

佐 藤 剛

大 野 幸 一

提案理由

地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、「労働者協同組合法案」を早期に制定すること等を国に要望するものです。

「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書

我が国では、少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域の様々な場面で、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野において、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっている。

一方、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズが高まっている。

こうした状況の中で、自分らしい主体的な働き方を実現し、多様な就労機会を創出し、さらに、その就労により地域の課題を解決するため、出資と労働が一体となった協同労働に係る新たな法人制度を求める声が高まっている。

国会においては、従前から超党派議員連盟による協同労働に係る法制化が議論され、実現には至っていないが、先ごろ、諸問題を整理の上「労働者協同組合法案」として改めて議論が行われていると認識している。

我が国では、組合に参画する全ての者が出資をして組合員となり、自ら運営にも参加し、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利法人形態は、今日まで存在していない。また、個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農業協同組合など事業主のための協同組合、生活協同組合のような消費者のための協同組合はあるが、労働者のための協同組合がないことから、地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のためにも、新たな法人制度が必要であると考えている。

よって、本市議会は国に対し、下記事項について早期に実現を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人である労働者協同組合（仮称）の設立を可能とするため「労働者協同組合法案（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 簡便な手続きで設立できるようにするため、労働者協同組合（仮称）の設立は、
準則
主義によるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月6日

千葉県鎌ヶ谷市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 高市 早苗 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様